

Ⅲ 健全な水循環再生に向けて

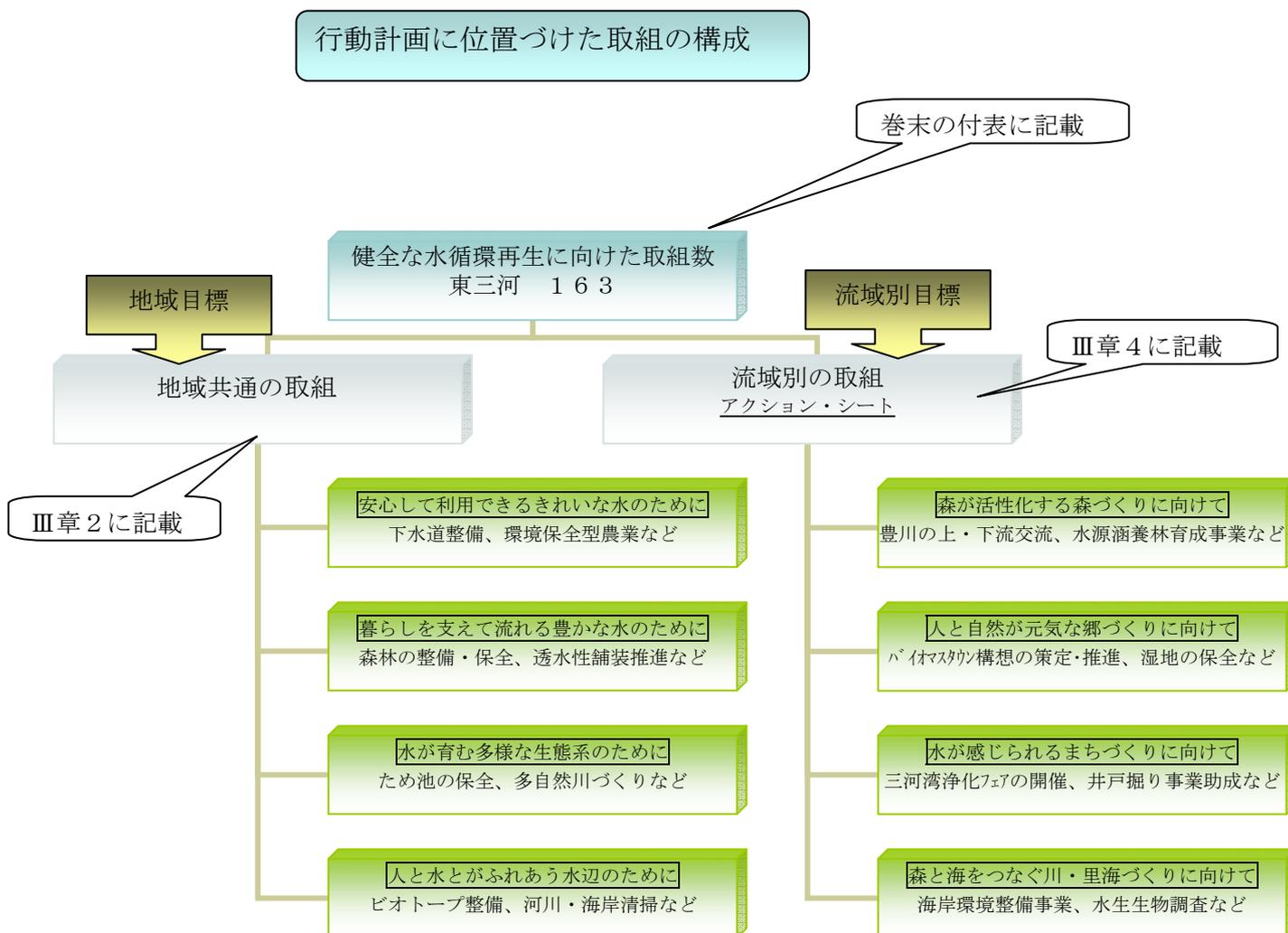
この行動計画では、地域全体に共通する「地域目標」と地域を構成する流域の特性に応じた「流域別目標」を掲げます。

地域目標に対しては、地域共通の取組を水循環再生に向けた4つのめざす姿（「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」）により整理して掲げ、地域全体で連携して進めます。

また、流域別目標に対しては、水循環再生に向けた取組テーマ（「森が活性化する森づくり」、「人と自然が元気な郷づくり」、「水が感じられるまちづくり」、「森と海をつなぐ川づくり・里海づくり」）別にアクション・シートとして掲げ、流域特性に応じた地域づくりを進めます。

取組の集約は、東三河地域水循環再生地域協議会構成員及び地域で活動する団体等に水循環再生に向けた取組についてのヒアリング調査により行い、163の取組が挙げられました。

163の取組は、水循環の持つ4つの機能（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）に「取組の活性化」を加えた5つの視点から整理し、総括表として巻末に示しました。

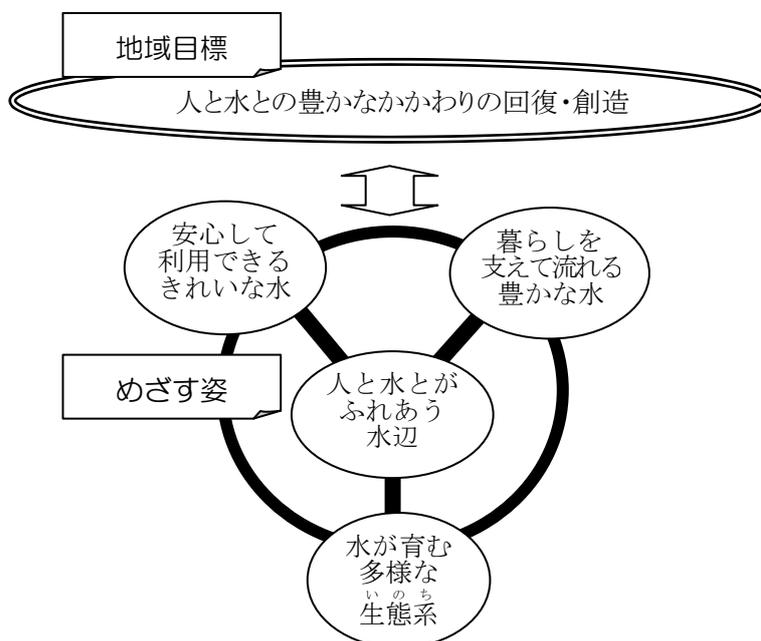


1 地域目標

この行動計画は「あいち水循環再生基本構想」に基づき東三河地域において具体的な取組を進めることを目的としています。

このため、東三河地域水循環再生行動計画においても地域の共通目標として基本構想と同様に「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を掲げます。

また、それに向けためざす姿も基本構想に準じ、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」とします。



2 地域共通の取組

東三河地域水循環再生行動計画は、地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できるところから取組を進めます。

主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しました。

なお、ここで示す主な取組は本行動計画策定時のものであり、今後必要に応じ追加・見直しをしていきます。

(1) 「安心して利用できるきれいな水」のために

川や池・海などの水質は、家庭や工場からの排水だけではなく、降雨等に伴う農地や市街地等からの流出水の影響も受けます。

水質浄化で連携し、流域の特性を考慮した汚濁負荷の削減対策などに取り組みます。

特に、三河湾は水深が浅く、湾口が突き出した半島によって狭くなっていることなどから、外海との水交換がうまくできない状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。

三河湾の浄化を推進するため、県と豊橋市を始めとする沿岸・流域市町村とが一体となって三河湾浄化推進協議会を組織しており、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を連携して推進していきます。

また、平成19年10月には、国土交通省中部地方整備局が三河湾に注ぐ河川等流域内の国、県、市町村、事業者、民間団体、学識者から成る三河湾流域圏会議を設立し、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を連携して推進していきます。

<取組事例>



森づくり

- 森林の整備・保全の促進・支援
- 県産材利用促進 など



郷づくり

- 農業集落排水事業
- 環境保全型農業の推進
- 畜産排水対策の推進
- エコファーマーの認定 など



まちづくり

- 下水道の高度処理導入
- 合流式下水道対策
- 総量規制など産業排水対策 など



川・里海づくり

- 河川での直接浄化
- 干潟・浅場の造成
- 底質改善対策
- 河川・海岸の清掃 など

(2) 「暮らしを支えて流れる豊かな水」のために

水の確保に繋がる水源かん養機能や保水機能を確保することにより、川の流れが平準化され、渇水の緩和や一時的な大雨による水害の防止につながります。

一方、流れの少ない都市域の中小河川における水量の低下は、水質の汚濁をもたらします。

さらに、都市域の拡大に伴い、雨水の不浸透域が拡大し、地下水かん養機能などが弱まってきています。このため、下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に利用することや、雨水浸透マス設置などの雨水貯留・浸透を進めます。

また、きれいになった下水処理水は、貴重な水資源としてトイレなどの中水道や公園等の散水、せせらぎ用水などに利用することが可能ですので、再利用を図ります。

<取組事例>



森づくり

- 森林の整備・保全の促進・支援
- 県産材利用促進 など



郷づくり

- 農地の保全・整備
- ため池・水路の多機能化推進 など



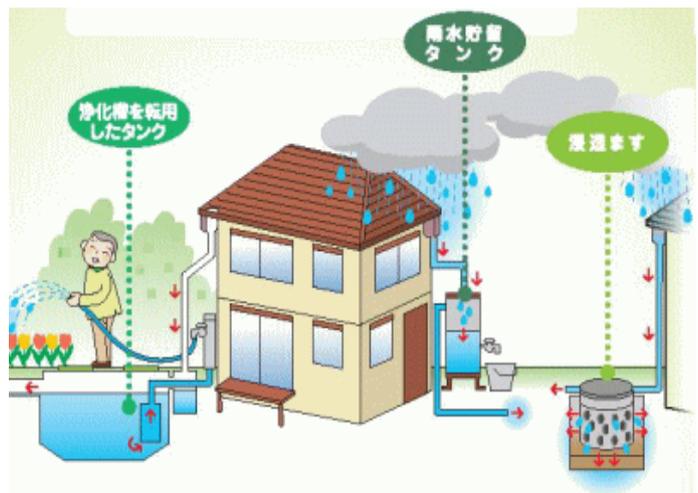
まちづくり

- 雨水の貯留・浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 水資源の効率的利用・節水
- 下水処理水の再利用

浄化槽転用等*に関する補助制度のある市町村(H19.4 現在)

豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、小坂井町

*：下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置して浸水対策のみでなく水の有効利用を図る。



下水処理水の再利用を実施している浄化センター

事業主体	処理場名	下水処理水の再利用
蒲郡市	蒲郡市下水道浄化センター	公共施設のトイレ用水、ビオトープ整備
東栄町	東栄浄化センター	せせらぎ用水等

(3) 「水が育む多様な生態系」のために

河川や水路、ため池などの水辺には、多様な野生動植物が生息・生育しており、その地域に特有の多様な生態系を形づくっています。

こうした水が育む豊かな生態系を保全するには、生物の生息・生育空間のつながりを確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点から、これらの水辺そのものや、流域の樹林や農地などを整備していく必要があります。

干潟・浅場は、アサリなど多様な生物の生息・生育の場となっていますが、三河湾では沿岸部の開発により干潟・浅場が減少してきました。

このような海域環境を改善するため、国と愛知県が連携し、平成 11 年度から 16 年度に中山水道の浚渫砂を利用して 620ha に及ぶ干潟・浅場の再生や覆砂事業が実施されました。引き続き海域環境の改善が必要ですので、「海域環境創造事業」（シーブルー事業）により、良好な海域環境の形成に努めます。

また、河川では、魚類を始めとする多種多様な生物の生育・生息環境等に繋がる「多自然川づくり」に取り組みます。

山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境のすぐれている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。そこで個々の溪流の自然的、社会的条件を勘案した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施して、自然環境や生態系の保全に配慮していきます。

<取組事例>



郷づくり

- 農村環境整備
- ため池の保全 など



まちづくり

- ビオトープ整備



川・里海づくり

- 多自然川づくり
- 干潟・浅場の造成
- 港湾環境整備事業
- エコトーン（水域と陸域の推移帯）の整備 など

三河湾におけるシーブルー事業



(4) 「人と水とがふれあう水辺」のために

水のある風景や親水性のある水辺などは、人々にやすらぎや潤いを与え、豊かで快適な暮らしの創出につながります。

川辺では、川に親しみを感じるような、新たなふれあいの場の創出や、地域の文化や歴史を踏まえた生きた川づくりとして、それぞれの河川の持つ特徴を踏まえた親水整備を関係機関と連携して行っています。

海辺は、美しい砂浜や荒々しい岩礁などの独特の自然景観を有し、我が国の文化、歴史、風土を形成してきました。このため、「海岸環境整備事業」、「港湾環境整備事業」、「漁港環境整備

事業」などにより、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成します。

また、農業水利施設等は、農村地域の景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多面的な機能をもっています。このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業用施設の保全・管理と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、「水環境整備事業」等を実施していきます。

<取組事例>



- 農業水利施設の整備
- 農村環境整備
- ため池の保全 など



- ビオトープ整備

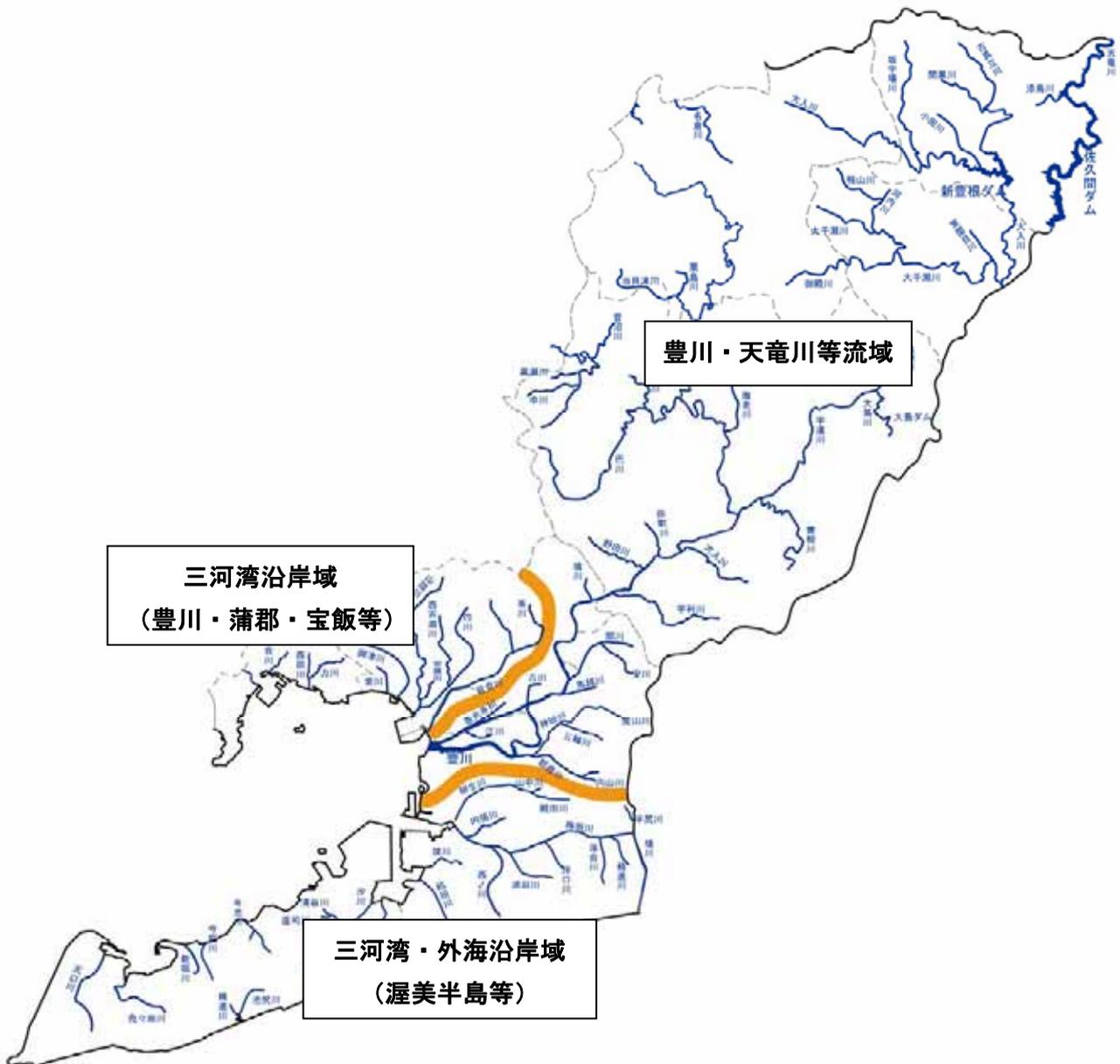


- 多自然川づくり
- 干潟・浅場の造成
- 河川・海岸の清掃 など

3 流域別目標

東三河地域を、環境基準の類型指定がなされている河川を中心に、河川流域のまとまりを考慮して「豊川・天竜川等流域」、「三河湾沿岸域（豊川・蒲郡・宝飯等）」、「三河湾・外海沿岸域（渥美半島等）」の3流域に分け、それぞれの流域の特徴、課題を整理して、流域の望ましい（そうあってほしい）姿のイメージを流域別目標とします。

さらに、流域別目標に向けての具体的姿を「水質」や「水辺・水際の様子」などで示します。



4 流域別の取組（水循環アクション・シート）

東三河地域の流域別目標に対しては、水循環再生に向けた取組テーマ（「森を活性化させる森づくり」、「人と自然が元気な郷づくり」、「水が感じられるまちづくり」、「森と海をつなぐ川づくり・里海づくり」）別にアクション・シートを掲げ、流域特性に応じた地域づくりを進めます。

各流域の情報は、下記及び東三河地域水循環再生地域協議会構成員から提供された資料、意見により記述しました。

1 流域の概要(水源、河川延長、流域面積)

- ・豊川水系河川整備計画
- ・音羽川水系河川整備計画 等

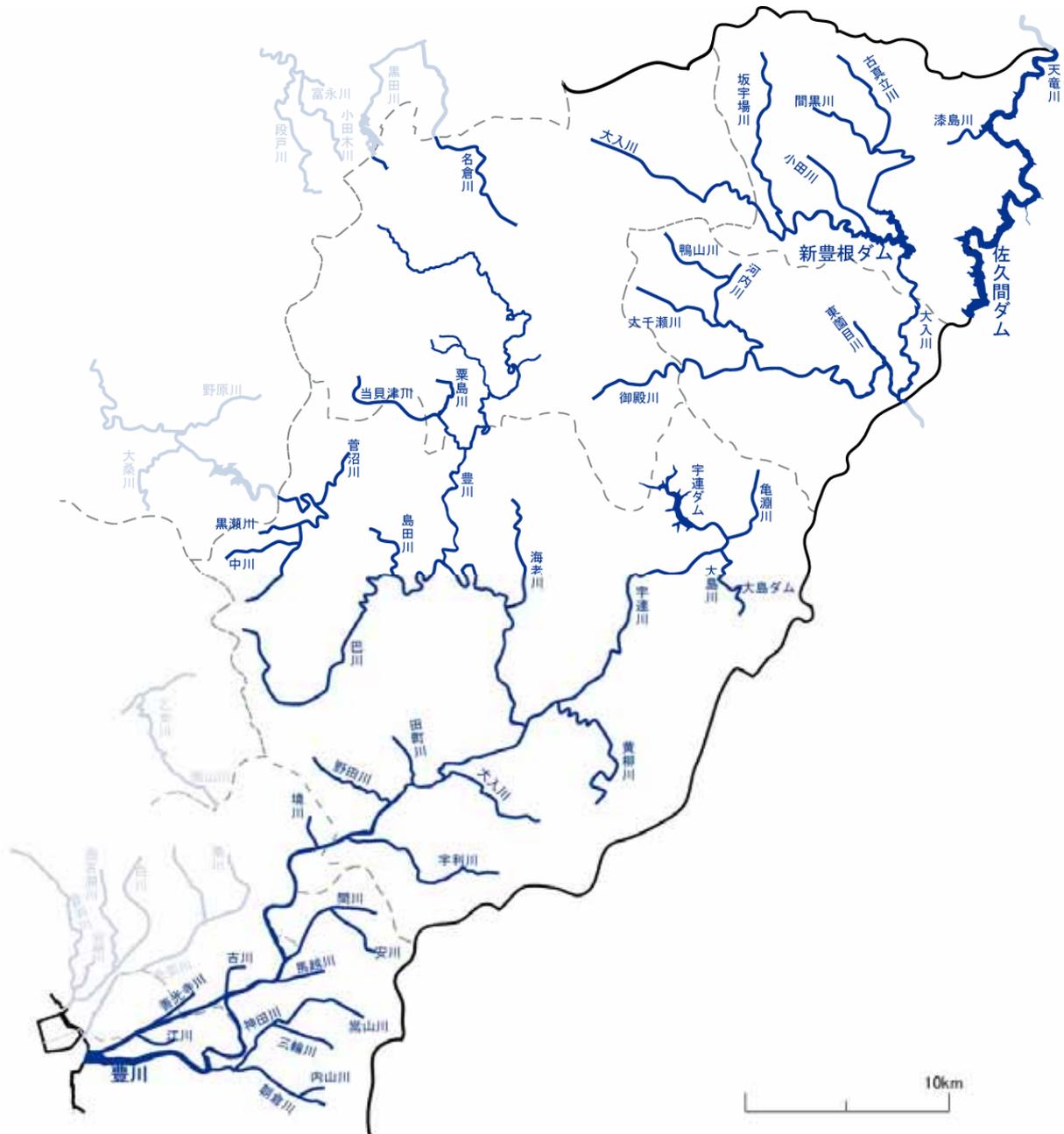
2 BOD年間平均値

- ・平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果(愛知県環境部)

3 流域情報、生物の生息情報、地域の施設・団体等、流域での取組、特徴と課題、めざす姿と目標 など

- ・河川整備計画、河川整備計画流域委員会資料
- ・国土交通省豊橋河川事務所、愛知県、豊橋市始め東三河地域水循環再生地域協議会構成員のホームページ
- ・東三河地域水循環再生地域協議会構成員市町村発行の環境白書 等

(1) 豊川・天竜川等流域



【豊川・天竜川等】

流域の概要

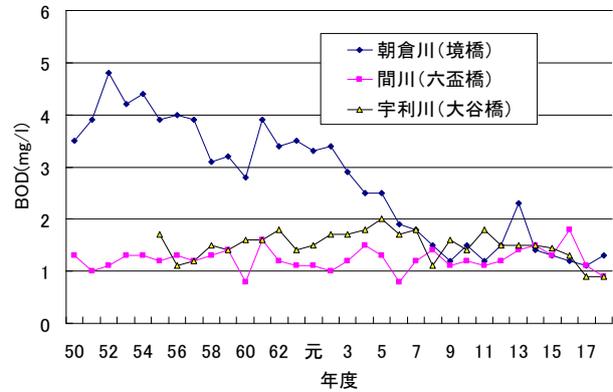
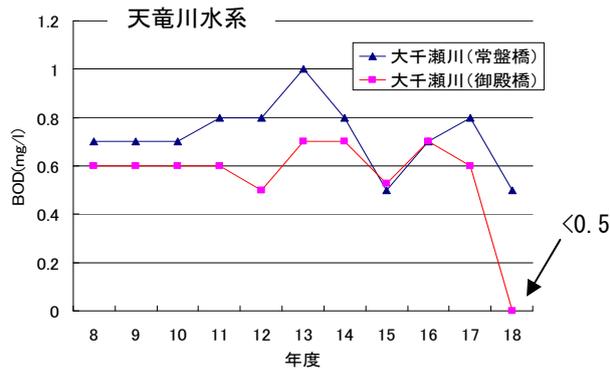
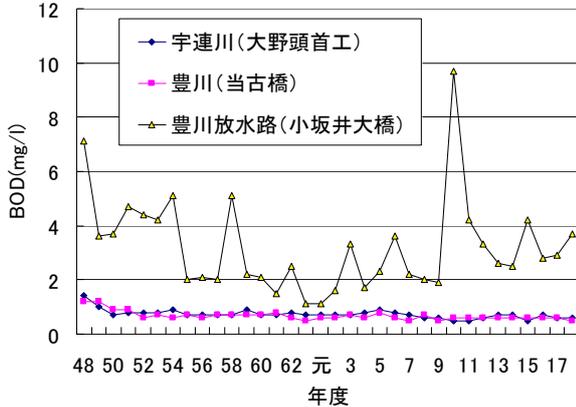
豊川

水源(起点) 北設楽郡設楽町
 河川延長 77 km
 流域面積 724 km²

水質環境基準

	水域	類型	pH	BOD	SS	DO
①	宇連川合流点より上流・宇連川	AA	6.5-8.5	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上
②	①から豊橋市下条上水取水地点	A	6.5-8.5	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上
③	②から下流	B	6.5-8.5	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上
④	豊川放水路	C	6.5-8.5	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上
⑤	大千瀬川(天竜川水系)	AA	6.5-8.5	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上

BOD 年間平均値の推移



流域情報

- 豊川は段戸山にその源を發し、山間溪谷を流れ、宇連川を合わせ、豊川市行明で豊川放水路を分派し、豊橋市内を流れ三河湾に注ぐ一級河川である。
- 流域は、豊橋市はじめ3市2町からなり、東三河地域における産業、経済の基盤をなすとともに、河川水質が良好で、河川利用、河川環境の面から重要な存在となっている。
- 流域の8割を山地が占め、上流は複雑な地質や地形による自然産など良好な景観を形成しており、中流部は連続する瀬や淵と広い高水敷で水と緑の織り成す豊かな自然環境を形成している。また、下流は緩やかな流れで、ヨシ群落が点在している。

生物の生息状況

上流域

- 魚類 アマゴ、アカザ、オイカワ、カワムツ、ネコギギ 等
- 植物 スギ・ヒノキ人工林、アラカシ・ウラジロガシ群落 等

中・下流域

- 魚類 アユ、ウグイ、オイカワ、カマツカ、マハゼ、スズキ 等
- 植物 ツルヨシ、ヤナギ、エノキ、ムクノキ、マダケ 等

【豊川・天竜川等】

地域の施設・団体等

「NPO穂の国森づくりの会」 平成9年設立

東三河の森林の保全、育成、再生等を通じて循環型地域社会の実現を図ることを目的として流域市民、企業、行政が連携して森林保全など森林に関するさまざまな取組を実施

「ぎょぎょランド」 平成5年設立

豊川市制50周年を記念して建設された総合公園内の淡水魚水族館で、「豊川」に生息する魚や生物を中心に、自然に近い状態でわかりやすく展示している。

流域での取組

「財団法人豊川水源基金」 昭和52年設立

国、県と豊川の恵みを受ける東三河9市町村を構成員とし、水源かん養を目的とした水源林対策事業や、上下流の交流を促進する水源地体験事業等を実施

「蒲郡市水道水源基金」 平成13年条例施行

豊川に水道水源を依存していることから、豊川水源地域の保全と交流事業のため水道料金に上乗せして賦課し、森林の取得、分収育林事業、水源地交流事業を実施

特徴と課題

- 流域は自然に恵まれ、水質は全国的にも極めて良好な水質を維持している。なお、豊川放水路では赤潮の発生による水質の悪化が見られる。
- 豊川は、この地域で盛んな農業を支える農業用水のほか、水道用水や工業用水として利用され、近年の少雨化傾向などもあり取水制限が行われている。また、宇連川下流域においては平年的に水涸れ状態となり、河川環境への影響が見られることがある。
- 水源域である森林は人工林の割合が多いため、森林の手入れ不足を防ぐための取組が重要となっている。
- 全国的にも早い時期に上下流地域が連携し水源基金を設立し、水源林地域対策等の取組を進めている。

流域別目標

☆森づくりによる美しい自然と健康で豊かな生活環境との調和

○上流部：自然や良好な景観・清流の保全

○中下流：動植物の生息・生育環境の保全と環境学習、人とのふれあいや安らぎの空間としての利用

森づくりの取組

取組	水源地域の森林整備			登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全
実施主体	(財)豊川水源基金 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、小坂井町、国、愛知県、			
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>豊川水系における洪水や水不足に対し行政が行っている諸制度を補完し充実することを目的に、豊川上流域の森林保全、洪水調節や水源開発に伴う影響緩和措置を上下流域が一体となって協力して進めていく。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 水源林地域の市町村に対し、森林整備に要する費用を助成する水源林対策事業を、県及び流域市町村の負担金で実施。 				
取組	豊川流域の森林整備			登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全
実施主体	NPO 穂の国森づくりの会			
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>かつて穂の国とよばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全・育成、再生等を通じて、循環型地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 豊川流域 実施内容 間伐、下草刈りなどの森林整備（週2回、会員内での活動） 各種森林整備体験の開催（月1回、東三河地域の一般住民が対象） <p>3 取組の連携・協働</p> <p>蒲郡市漁協青年部連絡協議会、JA 豊橋、JA 豊橋青年部、愛知県森林管理事務所</p>				
				
取組	里山づくり			登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全
実施主体	朝倉川育水フォーラム			
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) フィールドワークショップ：里山のメンテナンス、（下草刈り、ザリガニ駆除等） 実施場所 多米の里山周辺 (2) 里山づくりワーキング会議 実施場所 豊橋商工会議所 実施時期 毎月1回 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>自治連合会、行政、市、県</p>				
				

取組	分収育林*事業	登録年度	平成 19 年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全		
実施主体	田峰財産管理委員会、蒲郡市、設楽町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>100%豊川用水に依存する本市が、より安定した水の供給ができるようにするため、水源林の保全・かん養に「分収育林」という形でお手伝いする。加えて、上・下流域の交流を通じて相互の理解を深め、水の大切さを市民に理解してもらう。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 設楽町田峰財産区が所有する山林 16.73ha において、各 1/2 の負担割合で分収育林する。 設楽町と蒲郡市で、森林法第 10 条の 13 第 2 項の規定による「森林整備協定」を締結している。 実施場所 設楽町田峰財産区が所有する山林 実施期間 平成 9 年度～平成 39 年度（30 年間） <p>3 取組の連携・協働</p> <p>上下流域の連携</p> <p>*分収育林：分収育林制度とは、20～30 年生の育成途上の樹木について、土地所有者、育林者、育林費負担者の 3 者、または 2 者が契約を結び、数十年後の伐採時に得られる収入を契約時に定めた割合で分配する制度（根拠法：分収林特別措置法。国有林については、国有林野法）。</p>			
取組	間伐材の利用促進	登録年度	平成 19 年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全		
実施主体	蒲郡市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>間伐材の利用を通じて市民に水の大切さ、水源林保全の大切さを訴えとともに、上下流域の交流を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 設楽（かがやきの森）の間伐材を利用したテーブル 4 台・イス 16 脚作成 情報ネットワークセンター 4 セット設置予定（みなとアオシス・オープンカフェ兼用） 田峰財産区管理委員会が作成 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>上下流域の連携により実施する。</p>			
取組	間伐材の利用促進	登録年度	平成 19 年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全		
実施主体	豊根村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>間伐の促進し、森林の水源のかん養機能を高める効果が期待されるため、村内における間伐及び間伐材の搬出を促進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 豊根村木サイクルセンターが間伐材（原木）買取時に 1 本あたり 50 円の上乗せを行う。 実施時期 通年 			
取組	小学校訪問授業・野外体験授業	登録年度	平成 19 年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全		
実施主体	NPO 穂の国森づくりの会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>かつて穂の国とよばれた東三河の森林の公益性と豊かな伝統を確認し、流域市民、企業、行政のパートナーシップのもとで、東三河の森林の保全・育成、再生等を通じて、循環型地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 森林のはたらき（水源涵養等）や森林整備の重要性等についての出前授業 間伐等の森林整備体験授業の実施 実施対象 東三河地域の小学校年間 4 0 校程度 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>トヨハン・ランパーメン・クラブ、新城木材青壮年会、豊橋市産業部農政課、林野庁愛知森林管理事務所、愛知県新城設楽農林水産事務所林業振興課、愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課、愛知県東三河農林水産事務所林務課、愛知県県有林事務所鳳来業務課</p>			



取組	豊川流域における上下流交流	登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全	
実施主体	田峯財産区管理委員会、蒲郡市、新城市（鳳来地区）、設楽町	
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>下流域である蒲郡市民と上流域の設楽町・旧鳳来町民が相互に訪問して、相互の環境・文化等を理解することを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <p><水源地域交流事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水源地見学会（字連ダム・大島ダム等見学） 蒲郡市民が設楽町かがやきの森へ訪問 設楽町民・旧鳳来町民が蒲郡を訪問 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>上下流域の連携により実施する。</p>		

郷づくりの取組

取組	豊橋市バイオマスタウン構想の策定・推進				登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全	
実施主体	豊橋市				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月閣議決定）」 → 国のバイオマス利活用における基本方針 ・ 「豊橋市農業基本構想（平成18年3月策定）」の施策の一つにおいて「環境保全型農業の推進」を位置づけ → バイオマス資源の有効利活用の必要性 ・ 「次世代型とよはし農業創造計画（平成16年6月21日地域再生計画として内閣府より認定）」 → ITとバイオマスを活用した持続的で新しい農業経営の展開による農業従事者の確保と地域経済の活性化を図ることを目的とし、バイオマス資源の利活用による化学肥料や農薬の低減をすすめ、河川等への環境負荷低減が期待される。 <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 平成19年度：バイオマスタウン構想策定→国による認定 平成20年度以降：構想における各施策に沿った事業展開 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>豊橋市環境保全型農業推進協議会、JA豊橋、各専門農協、産業支援機関、豊橋技術科学大学、国、県</p>					
取組	湿原の保全				登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全	
実施主体	愛知県				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>希少な植物群を保全するために湿地・湿原の保全を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 湿原内の見回り 湿原の自然環境の把握や湿原利用者への指導及び助言のため、月2～3回程度湿原内の見回りを行う。 (2) 湿原の保護管理 保護柵の補修や雑草、雑木の除去作業を行う。 ・ 実施場所 葦毛湿原（豊橋市）、長ノ山湿原（新城市） <p>3 取組の連携・協働</p> <p>豊橋市、新城市</p>					



まちづくりの取組

取組	合流式下水道の改善				登録年度	平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全		
実施主体	豊橋市					
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>大雨時における合流式下水道からの未処理下水の一部が川や海の公共用水域に放流され、公衆衛生上や水質保全上問題になってきている。その改善のため国庫補助事業として「合流式下水道緊急改善事業」が平成14年度に創設された。本市としては平成15年度に行った基礎調査、モニタリング調査の結果のもとに、平成16年度に改善計画や事業計画の策定を行い、平成18年度から改善事業の実施に着手した。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 合流式下水道区域面積 1,629ha 実施期間 平成15年度～平成35年度 						
取組	三河湾浄化フェアの開催				登録年度	平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全		
実施主体	豊橋市					
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>水質浄化啓発事業の一環として、市民を対象としたイベントを通じ、水環境改善へ向けた意識を啓発する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 アクアフェスタの開催 簡易水質測定、パネル展示、生活排水浄化資材等配布 実施場所 豊橋市上下水道局庁舎及び豊川周辺 実施時期 毎年7月下旬頃 						
						
取組	豊川流域における体験学習				登録年度	平成19年度
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全		
実施主体	豊川市					
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>市環境基本計画に基づき環境学習の推進を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 <ol style="list-style-type: none"> 子ども環境学習体験講座 夏休み期間中に小学校高学年を対象に参加者を募集し、市内を流れる豊川について体験を通じて学習する <ol style="list-style-type: none"> 「豊川の源流を見に行こう！」 きららの森にある豊川の源流とその周辺の森林を訪れ、自然と触れ合う。 「豊川の河口を見に行こう！」 海岸を訪れフィールド調査を行ったり、豊川かわっこ資料館、豊川浄化センター（下水処理場）を訪ね、施設の見学をする。 「川の生き物を探そう！」 水生生物調査を実施する。 出前講座 生活排水が川や海を汚す大きな原因となっていることについて理解を深め、自分たちでできることは何かを考え、実践してもらうため、簡易な実験を交えた講座であり、随時申込のあった小中学校等に出向き実施している。 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>子ども環境学習体験講座においては、環境カウンセラーの方を講師として実施したり、関係環境学習施設を利用している。</p>						

川・里海づくりの取組

取組	朝倉川の清掃活動	登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全	
実施主体	朝倉川育水フォーラム	
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 朝倉川530大会 ・ 実施場所 朝倉川全河川 <p>3 取組の連携・協働 小中学生、一般</p>		
取組	川と海のクリーン大作戦	登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全	
実施主体	豊川市、新城市、国土交通省	
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 みんなの力を結集してふるさとのきれいな川や海を子供たちに残す。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 豊川のゴミひろい ・ 実施場所 豊川 <p>3 取組の連携・協働 住民と行政（自治体・河川管理者）が力を合わせ実施</p>		
取組	しんしろクリーンフェスタ	登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全	
実施主体	新城市	
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 市民・事業所・行政が協働で清掃活動に取り組み、美しいまちづくり、市民の環境保全に対する意識の高揚等を図り、「しんしろクリーンフェスタ」を実施</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 ごみひろい、分別回収 ・ 実施時期 毎年6月上旬、10月下旬頃 ・ 実施場所 東郷中学校周辺、桜淵公園周辺、豊川右岸・牟呂松原頭首工周辺、国道301号東名高速下周辺、鳳来中部小学校区、鳳来寺小学校区、鳳来西小学校区、海老小学校区、連谷小学校区、協和小学校区、巴小学校区 <p>3 取組の連携・協働 市民・事業所・行政が協働で清掃活動に取り組む</p>		
		
取組	水生生物調査	登録年度 平成19年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全	
実施主体	県民、市町村、国、愛知県	
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和60年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水生生物調査 ・ 実施場所 [平成19年度調査結果] 大入川（設楽町）、油戸川、瀬戸川、巴川、菅沼川、菅沼川支流、海老川、谷川、清水川、宇連川、真立川、黄柳川、大井川、碁石川、五反田川、大入川（新城市）、田町川、原川、清水の小川、野田川、臼子川、杉川、殿田川支流、宇利川、豊川（25河川、54地点） <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県</p>		
		

取組	ホタルの調査・観察	登録年度	平成 19 年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全		
実施主体	朝倉川育水フォーラム		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 豊橋の環境改善の象徴として、市街地を流れ多くの市民に親しまれている朝倉川に、環境の指標生物であり人々の郷愁をさそうホタルがかつてのように自生する状態を実現することを目指し、市民・企業・行政の三者のパートナーシップにより河川の再生と地域環境改善を図るための具体的活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) ホタル発生状況調査 実施場所 朝倉川、内山川、嵩山川、長彦川、神田川、ビオトープほか (2) 朝倉川ホタル観察 実施場所 東陽地区市民館 <p>3 取組の連携・協働 小中学生、一般</p>			
取組	豊川流域における体験学習（再掲）	登録年度	平成 19 年度
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全		
実施主体	豊川市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 市環境基本計画に基づき環境学習の推進を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども環境学習体験講座 夏休み期間中に小学校高学年を対象に参加者を募集し、市内を流れる豊川について体験を通じて学習する <ul style="list-style-type: none"> ① 「豊川の源流を見に行こう！」 きららの森にある豊川の源流とその周辺の森林を訪れ、自然と触れ合う。 ② 「豊川の河口を見に行こう！」 海岸を訪れフィールド調査を行ったり、豊川かわっこ資料館、豊川浄化センター（下水処理場）を訪ね、施設の見学をする。 ③ 「川の生き物を探そう！」 水生生物調査を実施する。 (2) 出前講座 生活排水が川や海を汚す大きな原因となっていることについて理解を深め、自分たちでできることは何かを考え、実践してもらうため、簡易な実験を交えた講座であり、随時申込のあった小中学校等に出向き実施している。 <p>3 取組の連携・協働 子ども環境学習体験講座においては、環境カウンセラーの方を講師として実施したり、関係環境学習施設を利用している。</p>			